

『日健栄協の改革の基本方針決定』

財団法人日本健康・栄養食品協会は、協会を運営するに当たり、これまでに理事会、常任理事会等を通じて会員の方々からのさまざまなご意見やご要望をいただきました。これらを参考にして、現在、当協会は新しい財団法人日本健康・栄養食品協会に飛躍するための「日健栄協改革の基本方針」を下記のとおり取りまとめました。

改革の基本方針

財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「当協会」という。）は、寄附行為第 3 条に従い、国民の健康の保持増進に寄与することを目的として、会員のために存在するものとし、法令を遵守、諸規則に従い、民主的に運営し、以下の事業等を行うものとする。

1. 民法で定める当協会を認定公益財団法人として認定を受けるために必要な改革を実施する。
2. 当協会の事業を推進するために、会員数の増大と財源確保をはかる。
3. 国際動向に配慮し、健康食品の機能性表示制度の確立に向けた活動を推進する。
4. ニューJHFA マークの付与・更新制度を創設し、JHFA マークからニューJHFA マークへの移行を推進する。
5. 健康食品 GMP 及び安全性・第三者認証制度を推進し、健康食品の活用に関する消費者理解の向上をはかる。
6. 関連学会及び国際機関とのネットワークを構築する。
7. 国内での新施策として地方支局を開設する。

■改革の推進と課題

今後、当協会は改革の個別計画ごとに会員企業からの専門家および外部の有識者を混じえた委員会を組織し、基本方針を骨子として計画の具体的な内容を検討し、次の事項を中心に改革の早期実現を進めてまいります。

1) 認定公益法人への移行及び財政基盤の強化

- (1) 公益三法による公益認定財団法人へ移行準備
- (2) 財政基盤強化のため会員企業と議論

2) 保健機能表示問題への取り組み

- (1) 科学的なエビデンスにもとづいて、ある一定の範囲内で保健機能表示ができる制度の構築
- (2) 消費者、行政、学会・国際機関、マスメディア等の理解を得ながら進める

3) 第三者認証制度の発足

- (1) 安全性認証は、企業の自主点検の結果を第三者が評価したもの
- (2) 安全性に特化した第三者認証制度のスタート

4) 学術ネットワークの構築と健康食品情報センターの設置

- (1) 関連学会及び関連国際機関のサポートによる科学的エビデンスを得るための学術ネットワークの構築
- (2) 新しい組織として健康食品情報センターの設置

5) JHFA 認定制度の改善

- (1) 正しい知識の普及と JHFA マークの信頼性向上
- (2) JHFA マーク許可制度は、新しい JHFA 制度を検討する時期
- (3) 具体策については委員会を立ち上げ議論

6) 委員会制度の強化

- (1) これまでの関係部署個々の対応では不十分という意見
- (2) 協会の事業に反映させるため委員会制度を強化

7) 地方支局の開設

- (1) 地方に支局を開設し協会と一体となった活動を期待
- (2) 地元企業の支援・協力及び県や市からの支援も期待

上記についてご意見がある会員は、下記に封書でご連絡ください。

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-27

財団法人日本健康・栄養食品協会 総務部